

傷病手当金と報酬との調整

★報酬が支給（一部支給）されている場合、傷病手当金と報酬の調整が行われます。

計算例

《事例》 土日が週休日の組合員が病気休職（8割）した場合（要勤務日数23日）

本来の報酬額

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	超過勤務手当	合計
320,200円	19,500円	10,191円	27,000円	9,545円	60,000円	446,436円

この場合、調整対象は網掛けの報酬です。
網掛けの報酬に8割をかけると次のようになります。

減額後の報酬額

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当
256,160円	15,600円	8,152円	21,600円

標準報酬月額 第24級 440,000円

●報酬日額（調整額）の計算

それぞれの報酬は次の(ア)～(イ)の2つに大別されます。

(ア) 日々の勤務に対して支給されるもの

$$\left(\begin{array}{c} 256,160円 \\ \text{(給料月額)} \end{array} + \begin{array}{c} 8,152円 \\ \text{(地域手当)} \end{array} \right) \times \frac{1}{23} = 11,491.82円$$

(要勤務日数)

(イ) 日々の勤務とは関係なく支給されるもの

$$\left(\begin{array}{c} 15,600円 \\ \text{(扶養手当)} \end{array} + \begin{array}{c} 21,600円 \\ \text{(住居手当)} \end{array} \right) \times \frac{1}{22} = 1,690.90円$$

【固定】

(ウ) 報酬の1日当たりの合計額

$$11,491.82円 \text{ (ア)} + 1,690.90円 \text{ (イ)} = 13,182円 \text{ (調整される額)}$$

●給付日額の計算

$$\left(\begin{array}{c} 440,000円 \\ \text{(標準報酬月額)} \end{array} \times \frac{1}{22} \right) \times \frac{2}{3} = 13,333円 \text{ (給付日額)}$$

【固定】

●最終的な支給額の計算

$$13,333円 \text{ (給付日額)} - 13,182円 \text{ (調整される額)} = 151円 \text{ (調整後支給額)}$$

$$151円 \text{ (調整後支給額)} \times 23日 \text{ (支給対象日数)} = 3,473円 \text{ (給付月額)}$$

ここがポイント!

この事例のように、支給される報酬額によっては8割休職時から傷病手当金の支給が始まるケースがあります。

そのため休職を検討する場合は、8割休職時から支給開始となるのか、無給休職時から支給開始となるのかを事前に確認しておく必要があります。

傷病手当金の支給終了は、支給開始日から1年半経過後（結核性の病気は3年後）です。

8割休職から支給が始まった場合は、その日から1年半経過日まで支給対象期間となります。

(注) 参考事例につき端数処理は考慮せず計算しています。

70歳以上の方で外来療養にかかる自己負担額が14万4千円を超えると療養費が支給されます!

基準日（7月31日）時点の所得区分が、一般区分又は低所得区分に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日までの期間）のうち、一般区分又は低所得区分であった月の1年間の外来療養の自己負担限度額の合計が14万4千円を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

なお、計算期間中に医療保険者が複数ある場合は、別途手続が必要となりますので、ご注意ください。（下図参照）



基本的に手続は必要ありません。

ただし、基準日（毎年7月31日）から過去1年間の間に他の健康保険に加入したことがある場合には申請及び添付書類が必要です。（右図参照）

